

議案第 33 号

清水町公平委員会委員の選任について

清水町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出

清水町長 阿 部 一 男

記

住 所	清水町南 3 条 7 丁目 9 番地 1
氏 名	高 橋 富士江